

## **AI 等を用いた業務支援サービスの提供と 弁理士法第 75 条との関係について**

令和 7 年 4 月 日本弁理士会

近年、AI の進歩に伴い、AI を利用して特定の情報処理を行った上で特許明細書や特許請求の範囲を作成するサービス、商標登録出願の願書を半ば自動的に作成し特許庁に対して出願手続等を行うサービス、或いは、AI を標榜する商標の類否判断サービス（以下これらを併せて「本件サービス」という。）を、弁理士法人以外の法人（以下「無資格事業者」という。）がインターネット上のウェブサイトを介して提供するような事業形態が散見される。

弁理士法第 75 条（以下「75 条」という。）は、弁理士（弁理士法人を含む。以下同じ。）でない者（以下「無資格者」という。）が他人の求めに応じ報酬を得て業とすることができない業務（以下「弁理士専権業務」という。）を定めている。

その趣旨は、特許、実用新案、意匠、商標に関する出願等、産業財産権に直接関わる手続については高度の専門的知識が必要とされることから、出願等の手続を行う者（以下「出願人等」という。）の利益を保護し、また、それらの手続が適正かつ円滑に行われることによる公共の利益を保護することにある。

しかし、現状の AI には、「ハルシネーション」と呼ばれる虚偽の情報をもっともらしい形で出力してしまう問題が存在する。書類の形は整っていることから、弁理士を介さずに、願書や明細書等がそのまま出願人等に提供される可能性は従前より高まっているが、75 条の趣旨である当該出願人等の利益保護、公共の利益保護の観点からすれば、これを厳しく監視する必要性がある。

また、願書や明細書等の内容が形式的に整っていたとしても、専門的判断なしにはその権利範囲が適正とはいえない場合もあり、そのような適正さを欠く国内出願・登録を基礎とした外国出願では国際競争力が低下する懸念もある。

AI を利用した行為を含め、或る者の行為が非弁行為に該当するか否かについては、75 条が罰則の構成要件をも定めたものである以上、個別・具体的な事実関係に基づき、同条の趣旨に照らして判断されるべきであり、同条の解釈・適用は最終的には裁判所の判断に委ねられるが、日本弁理士会（以下「本会」という。）として、無資格事業者が提供する本件サービスと 75 条との関係を整理しておく必要があると思われる。そこで本会の見解を以下に示す。

## 1 基本的な考え方

無資格事業者による本件サービスは、報酬を得て、弁理士専権業務を実質的に行っている場合は、75 条に違反すると考えられる。AI を利用したものであっても、同様である。

## 2 弁理士専権業務について

弁理士専権業務は、以下の 3 つに大別される。無資格事業者が弁理士専権業務を実質的に行っている場合は、75 条に違反すると考えられる。

### (1) 特許庁における手続の代理

#### (a) 対応手続代理

無資格事業者が、報酬を得て、「代理人」の欄に自己の氏名・名称を明示的に記載するなどして特許、実用新案、意匠若しくは商標に関する特許庁における手続（国際出願を含む。）についての代理（特許料の納付や登録申請その他一部の政令手続は除かれる。以下「対応手続代理」という。）を行った場合は、75 条に違反する。

後述のとおり、「報酬」とは実質的に考えるべきであり、無資格事業者が実質的な意味での報酬を得ずに対応手続代理を行うことは想定し得ない。したがって、「代理人」の欄に無資格事業者が記載される場合は、原則として 75 条に違反すると考えられる。

#### (b) 対応手続を支援するサービス

代理人欄に無資格事業者の氏名・名称は記載されていないが、出願人等の行う対応手

続を支援するサービスは、出願書類の作成を実質的には無資格事業者が行っていると言える場合には、専権業務（下記（3）①②等）を行っていることになり、原則として75条に違反すると考えられる。

## （2）これらの手続に係る事項に関する鑑定

弁護士法第72条の場合、「鑑定…その他の法律事務」にいう「鑑定」とは、法律上の専門的知識に基づき法律的見解を述べることをいうとされ、「鑑定」に当たるか否かは、本件サービスにおいて提供される具体的な機能や利用者に対する表示内容から判断されるべきである、と考えられている。

弁理士法にいう「鑑定」の中心的作用も弁護士法のそれと同様に解すべきであるが、75条の「鑑定」は、「特許、実用新案、意匠若しくは商標に関する特許庁における手続…に係る事項に関する鑑定」と規定されているので、弁護士法におけるそれとは異なる考慮が必要である。

すなわち75条は「手続に関する鑑定」ではなく「手続に係る事項に関する鑑定」と定めているので、「手続に係る事項に関する鑑定」は「手続に関する鑑定」のみを意味するものではない。

つまり、75条にいう「鑑定」とは、工業所有権制度に関する法律的技術的な専門知識に基づいて具体的な事案につき判断を下すこと、例えば、甲商標は登録されるべきものかどうか、甲商標は無効とされるべきものかどうか、甲商標は乙商標の商標権の効力の範囲に属すべきものであるかどうか等、特許、実用新案、意匠若しくは商標に関し、現に特許庁に係属中の事件に関してはいうまでもなく、特許庁に係属すべき性質の事件一般についてする鑑定を指称するものである。

したがって、仮に侵害事件について、民事上の損害賠償事件に発展し得るものであっても、その前提として、甲商標と乙商標とが類似関係にあるか否か、特許発明の技術的範囲に属するか否かの鑑定のように、特許庁に係属すべき性質のもの（この場合は判定として係属すべき性質のもの）については、当然に弁理士法第4条及び75条にいう「こ

れらの手続に係る事項に関する鑑定」に含まれる<sup>1</sup>。

よって、本件サービスが、「商標の類否」や「商品若しくは役務の類否」に関する見解を伴っている場合や、本件サービスの利用者の使用行為が第三者の商標権を侵害する又は侵害しない、或いは、第三者の使用行為が本件サービスの利用者の登録商標の効力範囲に属する又は属しないとの判断を伴っている場合は、全て弁理士専権業務である「鑑定」が行われていることに相当するから、75条に違反すると考えられる。

### (3) 政令で定める書類若しくは電磁的記録の作成

無資格事業者による本件サービスが、政令で定める書類や電磁的記録の作成を行うものである場合は、75条に違反すると考えられる。

政令で定める書類及びその電磁的記録の主たるもののは、以下のとおりである。なお、願書の作成（下記①）や明細書の作成（下記②）のみならず、商標権の存続期間の更新登録の申請書の作成（下記⑥）もまた、弁理士専権業務である。

- ① 特許出願、意匠登録、商標登録、防護標章登録若しくは防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願に係る願書
- ② 明細書、特許請求の範囲、要約書、手続補完書、明細書等補完書（明細書について補完をするものに限る。）、出願審査の請求書、意見書並びに出願公開の請求書
- ③ 特許異議の申立て又は登録異議の申立てに係る申立書、意見書及び訂正の請求書
- ④ 実用新案技術評価の請求書及び実用新案登録の訂正書
- ⑤ 審判、再審又は判定に係る請求書、答弁書、訂正の請求書及び意見書
- ⑥ 商標権の存続期間の更新登録の申請書
- ⑦ 國際出願に係る願書、明細書、請求の範囲、要約書及び手続補完書並びに國際予備審査に係る請求書、答弁書及び手続補完書

---

<sup>1</sup> 条解弁理士法（改訂5版75-76頁）弁理士法第4条の趣旨解説における「字句の解釈」

⑧ 意匠に係る国際登録出願又は商標に係る国際登録出願の願書

⑨ 上記①～⑧に掲げる書類についての手続補正書

### 3 報酬要件について

本件サービスが、弁理士専権業務を、「他人の求めに応じ報酬を得て」行っていない場合、本件サービスは 75 条に違反しないことになるが、報酬を下記のように考えると、75 条に違反するおそれがある。

#### (1) 報酬の意義

「報酬」とは、一定の業務に対して支払われる対価をいうところ、「報酬」は現金に限られず、物品や供應を受けることも含み、額の多少は問わず、第三者から受け取る場合も含むとされている（令和 5 年 8 月法務省大臣官房司法法制部の見解<sup>2</sup>）。

#### (2) 実質的対価関係が認められる場合

無資格事業者が利用料等一切の利益供与を受けることなく本件サービスを提供する場合には、通常、「報酬を得て」には該当せず、75 条にも抵触しないと考えられるが、一見すると「報酬」を得ることなく本件サービスを提供する外観を呈しているものの、本件サービスの運営形態、本件サービスと他の有償サービスとの関係、本件サービスの利用者・当該無資格事業者・有償サービスを提供する当該第三者、並びに、金銭等の支払主体等の関係者相互間の関係、支払われる金銭等の性質や支払の目的等、諸般の事情を考慮し、金銭支払等の利益供与と本件サービス提供との間に実質的対価関係が認められるときは、「報酬を得て」に該当し得ると考える。

#### (3) 無償提供であっても報酬と評価される場合

無資格事業者が本件サービスを無償で提供する旨を謳っている場合でも、実質的には「報酬を得て」に該当する場合のあることは、「グループ企業間の法律事務の取扱いと

---

<sup>2</sup> <https://www.moj.go.jp/content/001400675.pdf>

弁護士法第 72 条の関係について」と題する法務省の見解<sup>3</sup>ほかによって裏付けられている。したがって、75 条の報酬要件を充足しているか否かも、名目でなく実質で判断し、仮に「実費」という名目であっても報酬と評価される場合はあると考える。

#### 4 その他

無資格事業者が本件サービスを提供するにあたって、無資格事業者自らは対応手続代理を行わず、これを弁理士に行わせることにより 75 条違反を回避するかのような外見を呈している場合がある。しかし、本件サービスの提供態様の如何によっては、当該対応手続代理をした弁理士による名義貸しの問題（弁理士法第 31 条の 3）、及び、事件紹介・事件委嘱・事件取得目的利用禁止（いわゆる「周旋禁止」）規定の問題（弁理士倫理第 8 条第 3 項）を生ずるおそれがある。

また、無資格事業者による本件サービスが、弁理士に向けてのみ提供されるものであっても、75 条に違反する場合、又は、弁理士法第 31 条の 3 若しくは弁理士倫理第 8 条第 3 項に違反する場合が十分にあり得るので、慎重に検討する必要がある。

さらに、AI を利用していないにもかかわらず、弁理士が AI を利用していることを標榜する行為は、不当表示に相当するものであって、会則第 42 条、会令第 62 号第 4 条等に違反する。

AI を標榜する行為は、不当表示に相当するものであって、会則第 42 条、会令第 62 号第 4 条等に違反する。

弁理士が、AI の生成結果を検討せずにそのまま使用して出願等の代理をする場合は、善管注意義務（民法 644 条）に違反するおそれもある。

以上

---

<sup>3</sup>

[https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/12251721/www.kantei.go.jp/jp/singi/sihou/kentoukai/seido/dai24/24siryou\\_homu.pdf](https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/12251721/www.kantei.go.jp/jp/singi/sihou/kentoukai/seido/dai24/24siryou_homu.pdf)